

役員等報酬および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 抱民舎(以下「法人」という。)の役員および評議員、評議員選任・解任委員(以下「役員等」という。)の報酬および費用弁償に関する事項を定める。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(役員報酬の意義)

第3条 この規程における役員報酬とは、法人が常勤および非常勤の役員に対し、役員の職務執行の対価として支払うものをいう。

(決定機関)

第4条 報酬は評議員会の同意を得て、役員に支給する。

(報酬等の支給)

第5条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

	報酬	費用弁償
役員(理事及び監事)	有 (評議員の同意の下)	有
評議員	無	有
評議員選任・解任委員	無	有

(決定基準)

第6条 役員の報酬は、年額報酬とし、経営内容、世間水準、職員給与等のバランスおよび責任の度合いを考慮して、評議員会が定める。

2 役員が職員である場合はこれを支給しない。

(費用弁償)

第7条 役員等が、理事会、評議員会または、その他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、社会福祉法人 抱民舎「旅費支給規程」に準ずる。

(改正)

第8条 この規程の改正については、理事会の決議を要する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

平成 29 年 11 月 1 日 一部改正する。